

本号の掲載記事

- ・ 巻頭言 / コロナ禍と事業再生
- ・ 今月の法律トピック/障害者差別解消法の改正について
- ・ 連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について
- ・ 堂島国際部門だより / 帰国のご報告
- ・ 近時の実務話題 & 裁判例レビュー

巻頭言

コロナ禍と事業再生

弁護士 柴野 高之



新型コロナウイルス感染症に関連した経営破綻は、本年7月28日までの時点で全国累計約1850件となり、本年2月から6か月連続で100件越えのペースです（※1）。ワクチン接種は着実に進んでいる一方、オリンピック開催による人流増加、感染力が強いとされるデルタ株の影響等もあり、全国的に新規感染者が急増しています。本年8月には東京都と沖縄県のみならず、大阪府や首都圏でも再度緊急事態宣言が発出されており、宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業、アパレル関係等を含め、多方面の社会経済活動に多大な影響を与えています。コロナ禍をチャンスと見て、事業の大幅な転換、買収等により成長する企業もある反面、売上の大幅な減少、コスト削減だけでは事業継続が難しく、コロナ禍の終息が見えない中、再浮上の見通しが立たない企業も少なくありません。

もっとも、いわゆる倒産件数そのものは減少傾向にあり、2021年上半期の倒産は、約3000件で、過去50年間で、過去2番目の低水準となっています（2021年通期でも、昨年の約7700件を下回る見通し）（※2）。これは、①日本政策金融公庫の新型コロナウイルスに対応する危機対応融資、政府系金融機関によるセーフティネット保証等、②中小企業再生支援協議会による新型コロナウイルス特別リスケジュール等のリスケ施策、③雇用調整助成金・持続化給付金等の補助金等、④国税や厚生年金保険料などの納税猶予（1年間）等の各種施策により、大幅な売上減にもかかわらず、資金繰りが確保でき、倒産を回避できているためと思われます。

しかし、①④はコロナ禍以前より負債を増やしているともいえるほか、③を除き、早晚返済が必要になるため、事業の立て直しができなければいずれは、法的倒産、廃業等に至る可能性が高いといえるでしょう。これを回避するためには、事業を抜本的に再構築して自力で売上を改善するか、M&Aを通じてスポンサー等の支援を得るなどする必要があります。しかし、コロナ禍がいつ終息するか確実な予測がしにくいいため、自力再生は容易ではありません。また、窮境企業と同業他社を含むスポンサー候補者も、コロナ禍により経営のダメージを受けているケース

も多く、資金投入による事業の取得をそもそも控えるか、取得するとしても、買収監査（DD）において保守的な事業評価となり、債権放棄を求められる債権者と折り合いがつかないケースも多いため、そう簡単ではありません。今後、再生できる企業とそうでない企業の選別が始まるといえます。

一方、上記のコロナ関連倒産等により失業し、あるいは業績悪化、事業の休止等により収入もしくは売上が激減し、住宅ローンをはじめとする負債の返済が著しく困難になっている個人（個人事業者も含む。以下同じ）も数多く存在し、「破産」の選択が現実化しています。

そのような事態を踏まえ、昨年10月、一連のコロナ禍も、日本で頻発する自然災害（地震・集中豪雨など）と同じようにとらえ、コロナ禍の影響で失業したり、収入・売上が減少したりしたこと等により、コロナ禍より以前（原則的な基準日は2020年2月1日以前）から負担している金融債務等の返済が困難になった個人について、破産を回避し、負債を減免する制度【『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則】が制定されました（※3）。

手続のおおよその流れは以下のとおりです。

- ① まず、債務者が最大債権者にガイドラインを利用した手続を利用することを申し出、当該債権者から手続きに着手することについて同意を得る。
- ② 地元弁護士会等を通じて、ガイドラインの運営機関に対し、登録支援専門家（弁護士など）による手続支援を要請する。
- ③ 申立書、財産目録や債権者一覧表など、登録支援専門家の支援を受けて作成し、金融機関等の債権者に債務整理の開始の申し出をする（この時点で返済はいったんストップする）。
- ④ その後、債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、また、金融機関と協議しつつ、債務者の資産・収入、負債の状況を考慮した債務の減免を含む返済計画（場合によれば全部免除）を含む調停条項案を作成する。
- ⑤ 調停条項案を金融機関等に説明し、理解を得る。
- ⑥ 簡易裁判所に特定調停の申立てをして、⑤の調停条項案（債務の減免を含む返済計画）に全債権者から同意をもらい、調停条項が確定する。

以上のとおり、破産手続によらず、ガイドラインに沿って特定調停手続の債権者と協議しつつ、全債権者の同意を得て債務の減免を受ける手続となっています。

この制度のメリットは、①破産手続を回避できること（住宅ローンについては支払いを継続することにより、自宅を処分せずに残せる可能性もあること）、②個人情報に登録されないこと、③登録支援専門家（弁護士等）の費用が無料であることなどにあります。

まだ十分に周知されているとはいえませんが、この制度を利用すれば、破産を回避して、債務の整理をすることにより事業もしくは生活の立て直しができる可能性があり、大いに利用されることが期待されています。

当事務所の弁護士は、規模の大小を問わず、多数の法人、個人の事業再生（私的整理・法的倒産）の経験を有しており（なお、上記ガイドラインにおける登録支援専門家にも登録されています）、新型コロナウイルスの影響で苦しむ事業者（法人・個人）の再生に少しでも貢献できれば幸いです。

※1 東京商工リサーチウェブサイト (http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210511_123.html)

※2 東京商工リサーチウェブサイト (https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210712_01.html)

※3 もともと、阪神・淡路大震災（1995.1）以降、問題となっていた2重ローン問題（＝居住用不動産や事業用不動産が棄損し、多額の修繕もしくは建替費用が必要にもかかわらず、従前のローンが残っているため、棄損した不動産等の再建ができないという問題）が、2011年3月の東日本大震災で再度顕在化したことから、（2011年9月に策定された私的整理に関するガイドラインを参考に）同震災の被災者のみを対象とする「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が制定された。その後の2016年4月に、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会により、東日本大震災に限らず自然災害全体を対象とする「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が策定され、同年4月の熊本地震や、2018年8月の大阪北部地震、豪雨災害をはじめ、大規模な自然災害の際に実際に適用された。さらに、2020年10月、新型コロナウイルス感染症により負債の返済が困難となった個人等も対象に加えるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」が制定された。

障害者差別解消法の改正について

弁護士 奥津 周

1 はじめに

令和3年の通常国会にて、いわゆる障害者差別解消法（正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）の改正法案が可決されました。本記事では、障害者差別解消法の内容や、今回の改正法の内容についてご紹介します。

2 障害者差別解消法の内容

(1) 障害者差別解消法の制定の背景

障害者差別解消法は、平成25年に制定された法律です（施行は平成28年）。その背景は、平成18年に国連総会で採択され、日本も平成19年に署名した「障害者権利条約」にあります。

障害者権利条約は、障害者の人権や基本的人権の享有を確保することなどを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。その中では、締約国に対し、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限を禁止し、身体的自由、教育、労働などあらゆる場面で障害者に対して合理的配慮を行うことを求めています。

条約に署名した当時の我が国の法には、障害者の差別を禁止する規定は、障害者基本法の中にごく簡単なものしかありませんでした。そこで、障害者権利条約に署名した日本は、条約の内容を実現するため、障害者基本法を大幅に改正したうえで、新たに障害者差別解消法を制定し、国や地方公共団体、国民、事業者等に対して、障害者の差別を禁止し、また障害者を差別しないための具体的な施策を行うことを義務づけました。

(2) 障害者差別解消法の内容

ア 行政機関の責任

障害者差別解消法により、政府は、障害者の差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、基本方針を定めなければならないとされており、現に我が国の政府はこの基本方針を定めています（※1）。

また、国や地方公共団体等は、障害者に対して不当に差別的な取扱いをすることを禁止し、また障害者の社会的障壁の除去の実施について合理的に配慮する義務を負っています。

さらに、国や地方公共団体は、上記の国の基本方針に則して、職員が障害者の差別の解消の推進のために適切に対応する要領を定めなければならないとされるなど、様々な適切な措置を行うものとされています。

イ 事業者の責任

また、障害者差別解消法は、民間の事業者に対して、障害を理由として障害者を障害のない者と比べて不当な差別的取扱いをすることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないとされています。

さらに、事業者は、障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があったときには、その実施に伴う負担が加重でない範囲にて、その社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならないとされています。

加えて、このような差別的取扱いの禁止や合理的配慮の努力義務の実施について、行政機関は、これらの実施が不十分な事業者に対して、報告を求めたり、助言、指導、勧告ができるとされています。

3 障害者差別解消法の改正

上記2(2)イ記載のとおり、これまでの障害者差別解消法では、民間の事業者の障害者に対する合理的配慮義

務は、努力義務にとどまるものでした。すなわち、事業者は、障害者に対する合理的配慮をするように努めていれば足り、結果として合理的配慮ができていなくても違法にはなりませんでした。

これに対して、今回の障害者差別解消法の改正によって、事業者の合理的配慮義務が努力義務ではない法的義務とされることになりました。

4 合理的配慮とは

合理的配慮を簡単に言うと、ある障害者が障害によって何らかの不都合があるときに、これを解消するように必要な配慮をすることです。例を挙げると、視覚障害がある人が飲食店に来店し、メニューを読むことができないとの申告があったときに、飲食店側において、メニューの内容を口頭で説明するなどして教えてあげることによって、視覚障害者の不都合を解消することです。このときに、例えば点字のメニューを準備していないからといって、視覚障害者の来店を拒絶したり、メニューの口頭での説明も行わないことにより、視覚障害者がその飲食店で食事ができなかつたり、自由にメニューの選択ができなくなることになれば、その飲食店は合理的配慮義務に違反していると評価されると思われます。

ここで重要なことは、事業者は、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮をしなければならないとされていることです。障害の内容や状態、その障害者の希望は千差万別です。個別の障害者の事情とそのときの状況に応じて、必要な合理的配慮の内容は変わってきます。例えば、建物や設備のバリアフリーについては、いわゆるバリアフリー法や条例で一定の基準の定めがあります。その基準を満たしている場合でも（あるいは法令でバリアフリー対応が必要ではない建物であったとしても）、身体障害者の利用に不都合が生じているときには、当該身体障害者に対して個別に一定の配慮をしなければなりません。合理的配慮義務は、個別の事案で、その障害者に具体的に生じている不利益との関係で、必要な配慮の内容が変わってくることに注意が必要です(個別的調整)。

そして、今回の改正によって、合理的配慮義務は、単なる努力義務ではなくなりました。したがって、その事業者にとって加重的負担にならない限り、合理的配慮をしてその障害者の不都合を解消しなければなりません。

実際の事案での対応方法として重要なことは、不利益（社会的障壁）に直面している障害者との「対話」です。繰り返しますが、障害者の障害の内容やニーズは人それぞれです。また、事業者側にとっても、どのような対応が可能かは、そのときの状況にもよるでしょう。不利益に直面している障害者との間で建設的な対話をし、知恵を出し、必要かつ合理的な範囲で柔軟に、どのようにすればその不利益が除去できるのかをともに考える姿勢が重要です。

差別の解消とは、平等に取り扱うことではありません。障害者が障害によって社会の中で健常者と同じような活動ができないとすれば、それこそが不平等であり、これを放置することが差別になり得ます。誰もが明日からは障害者になる可能性があります。共生社会の実現のためには、行政機関等だけでなく、各事業者が差別の解消とは何かを理解し、必要な配慮をしていくことが肝要です。

5 改正法の施行について

今回の障害者差別解消法の改正は、改正から3年以内に施行するものとされています。まだ具体的な施行日は決まっていませんし、実際に施行されるのはまだしばらく先のことですが、現在も合理的配慮の努力義務はありますし、適切に対応していくことが必要かと思います。

※1 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>

連載開始にあたって

弁護士 奥津 周

1 新たな担保法制の立法化の議論がなされるに至った経緯

これまで、我が国の実務では、動産を目的とした担保としては動産譲渡担保や所有権留保が、債権を目的とした担保としては債権譲渡担保という担保が利用されてきました。また、いわゆるファイナンス・リースも、実質的に金融の手段や担保としての機能を有しています。これらは、いずれもいわゆる「非典型担保」であり、つまり法令には具体的な規定はなく、判例・学説・実務において認められてきた担保です。

これらの担保は、判例の積み重ねによって、ある程度その取引に関するルールは確立している面はあります。しかし、判例はあくまでも個別事案の解決を目的とするため、その射程がどこまで及ぶかは必ずしも明確ではないことも多く、法的安定性に欠ける面があることや、判例がルールを示していない論点が残されていることから、譲渡担保や所有権留保、ファイナンス・リースに関する法律関係は不明確な点があると指摘されています（※1）。

また、動産や債権を担保とした融資（いわゆるABL）は、不動産を保有しない中小企業等にとっては、重要な資金調達手段になり得るところですが、動産や債権を目的とする担保の法的安定性が不十分であることが、動産や債権を担保とした融資の拡大の阻害要因になっているといった指摘もあります。

こういった議論を背景に、2021年4月より、法制審議会の中に担保法制部会という部会が設置され、動産や債権を目的とした新たな担保法制の立法化が検討されることになりました（※2）。

また、法制審議会における議論が始まるまでに、公益社団法人商事法務研究会に「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」（以下「担保法制研究会」といいます。）が設置され、学者や実務家によって構成される委員によって、2019年4月から約2年間議論がなされ、同研究会において「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会報告書」が公表されました。これは、公益社団法人商事法務研究会のホームページにおいて公開されています。

2 新たな担保法制に関する議論の内容

上記の担保法制研究会において議論され、また今後法制審議会にて議論が予定されている新たな担保法制の立法化に関する論点としては、例えば以下のようなものがあります。

① どのような担保権を法制化するか

中心に議論されているのは、個別動産を目的とする動産譲渡担保、集合動産を目的とする集合動産譲渡担保、現在及び将来発生する債権を目的とする債権譲渡担保です。他に、所有権留保、ファイナンス・リース、預金を担保とする担保などが議論されています。さらに、動産、債権に限らず無形の財産権を含め、事業のために用いられる財産全体を一括して包括的に担保を設定する制度などについても議論されています。

② 対抗要件制度

動産譲渡担保は、対抗要件としては占有改定という方法が取られることが多いですが、占有改定は公示が不十分であるという問題が指摘されています。そこで、占有改定による対抗要件を認めるのか、登記制度の拡充も含めて議論がされています。

また、同一の動産や債権を目的として複数の担保権が設定されたときの優劣についてどのように考えるのか、優先順位を決定するための新たなファイリング制度を設けてはどうかといった提案がなされるなどの議論がなされています。

③ 担保の実行方法

動産譲渡担保権や債権譲渡担保権の実行方法について、どのような制度設計とするかについて議論がなされています。

ABLを拡大させるためには、担保権者にとって使いやすい制度、すなわち可能な限り容易に担保権を実行でき、担保価値の範囲内では確実に債権を回収できる制度とすることが重要です。

そこで、動産譲渡担保権について、私的実行のみならず、裁判所の競売手続が利用できるとか、あるいは私的実行の実効性を確保するための強制力をもった制度を設けるべきであるといった議論がなされています。

④ 倒産手続における取扱い

動産や債権を目的とする担保が設定されている状況において、債務者（担保権設定者）に倒産手続が開始されたときの担保権の取扱いをどうするかについての議論がなされています。

特に、在庫や売掛金について担保設定がされている場合、不動産に対する担保などと比較して、債務者が再生型の倒産手続をとったとしても、その担保のために事業再生が困難になることが想定されますので、担保権者の権利を不当に侵害することなく事業再生を可能とするような制度設計にするにはどうしたらよいかなどが議論されています。

3 堂島法律事務所ニュースレターにおける連載について

堂島法律事務所は、これまでも金融機関やメーカー、商社等の顧問先様とのお付き合いの中で、与信管理や債権の保全・回収については多くの知見を蓄積し、得意分野の一つとしています。

堂島法律事務所では、定期的に新たな担保法制に関する勉強会を開催し、法制審議会における議論の内容を検討する場を設け、最新の議論をキャッチアップし、新たな担保法制にいち早く対応できる体制を整えています。

本ニュースレターにおいても、今回から、法制審議会において議論されている重要な論点を紹介するための連載を開始し、皆様に新たな担保法制の議論状況のご紹介をしていきたいと考えています。

※1 「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会報告書」1頁

※2 法務大臣より法制審議会に対して「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問がなされました（諮問第114号）。

第1回 ―担保制度の規定の設け方等について―

弁護士 奥津 周 弁護士 安田健一 弁護士 信吉将伍

1 担保物権創設型か担保目的取引規律型か

動産や債権を目的とする新たな担保法制を立法化するにあたって、その方法として、担保物権創設型とすべきか、担保目的取引規律型とするべきかが議論されています。

担保物権創設型とは、例えば「動産抵当権」のように、動産や債権を目的とした新たな典型担保物権を創設し、その新たな担保物権に関する規律を定めるという方法です。

一方、担保目的取引規律型とは、新たな典型担保物権を創設するのではなく、担保目的で動産や債権の譲渡がなされたときに認められる特別な法的効果を規律するという方法です。

現行法との連続性という観点からすると、担保取引目的規律型の方が馴染みやすく、実務において受け入れられやすいという面がありますが、担保物権創設型の方が、諸々の論点を一貫して理論的に説明することができ、新たな法制度を作る以上は、担保物権創設型の方がよいという意見もあります。

法制審議会でも最初の段階で議論がなされましたが、議論の一致はみえていない状況です。

2 担保設定者の債権者による差押え

動産の新たな担保について、担保設定者の債権者が担保目的物を差し押さえたときに、担保権者がどのような権利を行使できるかについても検討がされています。

現行法では、譲渡担保における譲渡担保権者は配当要求（差押えの手続内で、自分への配当を求めること）はできないとされていました。一方、譲渡担保権者は原則として第三者異議の訴え（目的物の所有者が、強制執行手続の中止を求める訴え）を行うことができる、とされていました。

法制審議会では、①今回、動産の新たな担保を法律に根拠のある担保として認めるのだから、担保権者が配当要求を行えるようにしよう、②第三者異議についても、一定の場合を除いて、担保権者は第三者異議の訴えを行えるようにしよう、という案をたたき台として、議論が行われています。②の「一定の場合」とは、目的物を処分して、手続費用や優先する債権に支払いをしても、まだ余剰が出る場合とされています。言い換えると、差押えをした債権者が、その目的物の強制執行手続きで自分自身も配当を受けられる場合です。このような場合であれば、配当を受けられるはずである差押債権者から債権回収の手段を奪うのは酷であるし、担保権者が差押債権者に優先するなら担保権者が満額の支払いを受けられることが前提となるので、担保権者が第三者異議の訴えを行えなくても構わないだろう、という考えが背景にあります。

法制審議会での議論では、①については特に異論は出ていませんが、②については、そもそも第三者異議の訴えを認めるべきかどうか、第三者異議の訴えを行える場合を制限するかどうかについて、様々な意見が出ています。

3 非占有型の動産担保の物上代位

法制審議会では、担保権者が担保の対象動産を占有しない類型の動産担保（現在の動産譲渡担保が典型例）について、担保権者に物上代位を認める規定を明文化することが提案されています。担保の対象動産が売却されたり、滅失・損傷したりした場合に、売却・滅失・損傷によって債務者が受けることができる金銭等（例えば、売却代金や損害賠償請求権等）に対して、担保権者が権利行使できるという制度が物上代位であり、これまでも動産譲渡担保において判例上認められてきました。

非占有型の動産担保の物上代位については、物上代位による売却代金等の債権への権利行使と、物上代位の対象債権を対象とする他の担保とが競合した場合の優劣関係の定め方が特に議論されています。①物上代位による債権の差押えがされた時点と、他の担保の対抗要件具備時点との前後によるという考え方と、②物上代位の根拠となるもとの担保の対抗要件具備時点と、他の担保の対抗要件具備時点との前後によるという二つの考え方が紹介されていますが、いずれがよいかは議論の一致をみていないところです。①よりも②の方が非占有型の動産担保が優先する場面が多くなり非占有型の動産担保の活用が進むと考え得る一方、非占有型の動産担保の公示制度が十分でないにもかかわらず②を採用すれば第三者（物上代位の対象債権を対象として他の担保を設定した者）が不測の損害を被ることがあり得ます。いずれの考え方が適切かは、法制審議会にて今後議論される公示制度のあり方とも密接に関連するものといえます。

堂島国際部門だより

帰国のご報告

弁護士 池上 由樹

この度、約2年間の米国留学・研修を終え、今月より事務所での執務を再開いたしました。皆様へのご挨拶も兼ねまして、この2年間の振り返りをしたいと思います。

2019年9月に、南カリフォルニア大学ロースクールに入学しました。ジョージ・ルーカス等を輩出する映画で有名な大学でもあります。在学中は、青い空、白い砂浜、ヤシの木が並ぶロサンゼルス環境に（それ程）屈することなく、業務を離れ、純粋に勉学に打ち込むことができました。特に刺激的であったのは、リーガル・テクノロジーの授業です。契約書自動作成、eデューデリジェンスなどのリーガルテック事業者がゲストスピーカーとして講義・議論し、期末には、スタートアップしながら、自らの考えるリーガルテックソリューションを発表するものです。米国リーガルテック業界における技術の成熟度、実用化の度合いには、驚かされるばかりでしたが、一方で、「AI等は弁護士・法務部に代替するものではなく、法曹には、これらを補助ツールとして使いこなすスキルが求められる」との見方が多数であり、共感を覚えました。

しかし、そのような授業も2020年3月から完全オンライン授業に切り替わりました。新型コロナウイルスの蔓延です。爆発的に増え続ける感染者・死亡者に大変な恐怖を覚え、外出禁止令の発令による街中ががらんとした異様な光景は、今でも目に焼き付いています。同時に、米国のこのような未曾有の状況への対処には学ぶべきところも多かったです。例えば、ロックダウンの翌月には連邦最高裁判所が完全オンラインでの口頭審理を決定しましたし、ニューヨーク州司法試験も完全オンライン、つまり自宅からのリモート受験の形式で実施されました（アパートの芝刈機の轟音に邪魔され続けましたが、なんとか合格しておりました。）。緊急事態下において、何を優先すべきなのか、それをどう実現するのか、大きな学びとなりました。

ロースクール卒業後は、カリフォルニア州シリコンバレーにて実務研修をしました。当時、トランプ政権は、雇用喪失の原因だとして、留学生の研修用ビザ（OPT）の発給停止を検討していましたが、各大学・多国籍企業の強い反対もあり、OPT停止措置は見送り、事無きを得ました。

研修期間中は、日本企業のシリコンバレー拠点にて、米国の先端ソリューションを活用した、既存業務の効率化・新規事業の開発業務に従事しました。この研修を通じて獲得できたことは大きく3点あります。

まず、在シリコンバレーのスタートアップやVCファンドへの投資経験です。何がシリコンバレースタンダードなのか、そこを見られたのは、貴重な経験です。2点目は、シリコンバレーを含む海外スタートアップとの協働の進

め方です。大企業とスタートアップとでは、意思決定へのスピード感、事業リスクの捉え方等について、大きな隔たりがあります。なぜ、意思決定をするまでに、複層的な「稟議」なる手続があり、そこに1ヵ月も2ヵ月も要するのか、海外スタートアップには理解できません。このような点をどう折り合いをつけながら協働するのか、生身で経験できたことは、弁護士として企業の皆様のデジタルトランスフォーメーションご支援にあたっても有用なものであると感じています。最後に、気候変動問題、いわゆるグリーン問題への取り組みです。恥ずかしながら、この領域への意識・知見は皆無でした。グリーン問題に対するグローバル規制、各国・各企業の対応に触れ議論する中で、観念論ではなく、現実直面している深刻なリスクであることを改めて認識しました。今後、日本においても、企業経営戦略においてますます重要な要素となり、事業活動のリスク分析においても、不可避の観点になるでしょう。既に、気候関連の財務情報開示（TCFD）への対応等がはじまっておりますが、今後もグローバル潮流に沿った形で、加速度的に法整備がされていくものと思われます。引き続き、情報をアップデートしながら、これらの知見・経験を皆様に還元できるよう、さらに精進して参ります。

帰国後は、東京事務所にて執務いたします。その傍ら、週の半分は、自然言語AIソリューションを提供するスタートアップに出向する予定です。AI・自然言語技術は、将来ますます進化するに違いなく、この出向経験は、必ずや皆様のお役に立てるものになると確信しています。

2年間の留学経験を皆様に少しでも還元できるよう努めて参りますので、今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

堂島法律事務所国際部門のご紹介

堂島法律事務所は25年以上にわたり国際案件を取り扱っており、複数の留学経験者が英語案件・中国語案件のいずれにも対応しています。また、50か国以上・70を超える法律事務所によって形成された法律事務所ネットワークであるWorld Link for Lawの日本における唯一のメンバーファームであり、同ネットワークに加盟する海外の法律事務所等と連携し、依頼者の皆様に適切なサービスを提供しています。外国語で作成された各種契約のレビュー、国際的なM&Aを含めた進出・撤退案件はもちろん、国際的な紛争解決案件の対応にも実績がございます。国際法務の案件についても、ぜひお気軽にお声がけください。

セミナー情報

労働契約の勘所（2）：英国・米国・日本の解雇法制（仮題）

7月14日、当事務所の英国提携先法律事務所である3CSと当事務所国際部門の弁護士で英国・米国・日本の労働法に関するジョイントセミナーを実施しました。大変多くの皆様に参加を頂き、誠にありがとうございました。

第一回セミナーで好評を頂き、また、多くの皆様から解雇についてのセミナーのリクエストを頂戴しましたことから、

2021年10月13日16：00～17：00（Zoom開催）

に英国・米国・日本の解雇法制に関するセミナーを開催する予定です。

近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治

最二小判令和3年7月19日

会計限定監査役は、計算書類及びその附属明細書の監査を行うに当たり、当該計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない

経理担当従業員が約10年近く横領をしていた非公開会社において、当該会社が、当時会計限定監査役を務めていた者に対して損害賠償を請求していた事案に関する最高裁判決です。

原審（東京高等裁判所令和元年8月21日判決）は、会計限定監査役は、会計帳簿の内容が計算書類等に正しく反映されているかどうかを確認することを主たる任務とするものであり、計算書類等の監査において、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかであるなど特段の事情のない限り、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認していれば、任務を怠ったとはいえないと判断して原告（会社）の請求を棄却しました。この高裁判決には学者の先生方からの批判が加えられていましたが、最高裁は以下の理由でこれを破棄し、事件を原審に差し戻しました。

- ①監査役設置会社において、監査役は、計算書類等につき、これに表示された情報と表示すべき情報との合致の程度を確かめるなどして監査を行い、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見等を内容とする監査報告を作成しなければならないとされている。
- ②この監査は、取締役等から独立した地位にある監査役に担わせることによって、会社の財産及び損益の状況に関する情報を提供する役割を果たす計算書類等につき、上記情報が適正に表示されていることを一定の範囲で担保し、その信頼性を高めるために実施されるものと解される。
- ③そうすると、計算書類等が各事業年度に係る会計帳簿に基づき作成されるものであり、会計帳簿は取締役等の責任の下で正確に作成されるべきものであるとはいえ、監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類等の監査を行ってよいものではない。
- ④監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべきである。そして、会計限定監査役にも、取締役等に対して会計に関する報告を求め、会社の財産の状況等を調査する権限が与えられていることなどに照らせば、以上のことは会計限定監査役についても異なるものではない。
- ⑤そうすると、会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない。

2021年7月30日

証券取引等監視委員会が『開示検査事例集』（令和3年度版）を公表

(<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20210730-1.htm>)

2020年7月から2021年6月までに開示検査を終了し、開示規制違反について課徴金納付命令勧告を行った事例及び過去事例からピックアップしたものを紹介するものです。

新たに勧告が行われた事例には、会社トップの指示による架空売上の計上、得意先に虚偽の請求を行うことによる架空売上の計上、貸付金の担保及び連帯保証が解除されたにもかかわらずこれらが継続していると偽装して貸倒損失の計上を回避する等、相当に悪質性が高いものもあります。

証券取引等監視委員会は報告書冒頭で、以下（抜粋）のようなメッセージを発しています。この事例集記載の各類型は、委員会が特に問題のある行為、そして摘発をすべき類型の行為と捉えているものであると意識し、自社体制の見直しや社内調査等の契機として活用してもらえればと思います。

「この事例集を通じて、上場会社、会計監査人、投資家の皆さんの、開示規制違反の手法、背景・原因等についての理解を深めていただくことで、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資家の皆さんと投資先である上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。そして、その活発なコミュニケーションや対話は、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。」

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士
の適切な助言を求めて頂く必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電 話： 06-6201-4456（大阪） 03-6272-6847（東京）
メー ル： newsletter@dojima.gr.jp